

事業所運営に係る留意事項

この資料は小規模多機能型居宅介護の運営における主な留意事項をまとめたものです。
動画配信の「介護サービス事業者集団指導(全サービス共通)」と併せて受講いただくことで
集団指導の受講となります。

令和6年度介護報酬改定に伴う追加や変更点、
及び事業所運営において特に留意いただきたい
事項についてはマーカーを記しています。



1 従業員の員数、管理者及び代表者【地域密着型サービス基準条例 第83条～第85条】

代表者	<p>認知症の介護従事経験若しくは保健医療・福祉サービスの経営経験があり、認知症対応型サービス事業開設者研修を修了した者</p> <p>※ただし、代表者の変更の届出を行う場合については、代表者交代時に認知症対応型サービス事業開設者研修が開催されていないことにより、当該代表者が研修を終了していない場合、交代の半年後又は次回の研修日程のいずれか早い日までに研修を修了することで差し支えない。</p>
管理者	<p>3年以上認知症の介護の従事経験がある認知症対応型サービス事業管理者研修を修了した者</p> <p>※ユニットごとに常勤・専従(複数のユニットを設ける場合、それぞれのユニットの管理上支障がない場合は同一事業所の他のユニットとの兼務も可)</p>
小規模多機能型居宅介護従業者	<p>【通いサービス】 常勤換算方法で通いサービスの利用者数が3又はその端数を増すごとに1以上(利用者数は前年度の平均利用者数を用いる。)</p> <p>【訪問サービス】 常勤換算方法で1以上</p> <p>【宿泊サービス】 夜間及び深夜の勤務に当たる者は1以上、及び宿直勤務に当たる者は当該宿直勤務に必要な数以上</p> <p>※宿泊サービスの利用者がいない場合で、訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備している時は置かないことができる。</p> <p>※宿直勤務は、随時の訪問に支障がない体制が整備されているのであれば、必ずしも事業所内で宿直する必要はない。</p> <p>上記の従業者のうち1以上の者は、常勤であること。</p> <p>【看護師又は准看護師】 小規模多機能型居宅介護従業者のうち1以上</p> <p>※常勤を要件としておらず、毎日配置する必要はない。</p>
介護支援専門員等	<p>小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了した者</p> <p>※事業所ごとに1人以上(非常勤でも可)</p> <p>※管理者や当該小規模多機能型居宅介護従業者等の職務に兼務可</p>

2 指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針【地域密着型サービス基準条例 第93条】

- ①利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切に行われているか。
- ②通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態(登録定員の3分の1以下)が続いていないか。
- ③登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しているか。
※運営推進会議に通いサービス等の回数を報告し、評価を受けること。
※利用者1人に対して、通い、訪問、宿泊サービスを合わせて概ね週4回以上行うことが目安

3 居宅サービス計画の作成【地域密着型サービス基準条例 第94条】

- ①介護支援専門員に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させているか。
- ②介護支援専門員は、登録者の居宅サービス計画の作成に当たっては、東京都台東区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例第16条各号に掲げる具体的取組方針に沿って行っているか。

※介護支援専門員は給付管理業務を行うこと。

⇒居宅介護支援の利用申込～居宅サービス計画の作成～給付管理票の国保連への提出

4 小規模多機能型居宅介護計画の作成【地域密着型サービス基準条例 第97条】

- ①介護支援専門員に、計画の作成に関する業務を担当させているか。
- ②計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、**利用者の多様な活動**（地域の特性や利用者の生活環境に応じたレクリエーション、行事、園芸、農作業などの利用者の趣味又は嗜好に応じた活動など。）の**確保**に努めているか。
- ③利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービスおよび宿泊サービスを**組み合わせ**た介護を行っているか。
- ④利用者又は家族への説明・同意・交付は行われているか。
- ⑤計画の作成後においても、常に計画の**実施状況および利用者の様態の変化等の把握**を行い、必要に応じて計画の変更を行っているか。

5 運営規程【地域密着型サービス基準条例 第101条】

運営についての重要事項に関する規程を定めているか。

- ①事業の目的及び運営の方針
- ②従業者の職種、員数及び職務の内容（人員基準を満たす範囲で「〇人以上」と記載することも可）
- ③営業日及び営業時間（営業日は365日、訪問サービスは24時間、通いサービス及び宿泊サービスはそれぞれの営業時間を記載すること）
- ④指定小規模多機能型居宅介護の登録定員ならびに通いサービスおよび宿泊サービスの利用定員
- ⑤指定小規模多機能型居宅介護の内容及び**利用料その他の費用の額**
- ⑥通常の事業の実施地域
- ⑦サービス利用に当たっての留意事項
- ⑧緊急時における対応方法
- ⑨非常災害対策
- ⑩**虐待の防止のための措置に関する事項**
- ⑪その他運営に関する重要事項

⇒重要事項説明書、HP等との整合性を確認して下さい。

⇒運営規程を変更した場合は、変更届の届出が必要です。



6 地域との連携等【地域密着型サービス基準条例 第109条準用(第60条の17)】

① 運営推進会議をおおむね2月に1回以上開催しているか。

※活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けること。

⇒利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、区の職員または事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者により構成

② 運営推進会議における報告、評価、要望、助言等についての記録を作成、公表しているか。

③ 地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っているか。

④ 1年に1回以上、事業所が提供するサービスについて自己評価を行うとともに、当該自己評価結果について、運営推進会議における外部評価を行うこと。

⇒運営推進会議における外部評価を行う場合

※単独開催であること。

※区役所職員又は地域包括支援センター職員、指定認知症対応型共同生活介護に知見を有し公正・中立な第三者の立場にある者が参加すること。

7 生産性向上のための委員会の設置【地域密着型サービス基準条例 第107条の2】

業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(生産性向上のための委員会)を定期的で開催する。(令和9年3月31日までは努力義務)

8 身体拘束廃止未実施減算の適用(令和7年4月1日より適用)

以下の①～④の要件をひとつでも満たさない場合、所定単位数 100 分の 1 相当を減算

① 身体的拘束等を行う場合、その態様、時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

② 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。

③ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

④ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年に2回以上実施すること。

【減算期間】

事実が生じた月の翌月～改善が認められた月まで

【減算の場合の対応】

速やかに改善計画を提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を区に報告する。

9 令和6年度より義務化となった事項(小規模多機能型居宅介護)



要注意!

	指針・計画	委員会	研修・訓練	担当者(注5)
感染症及び災害に係る業務継続計画(BCP)	計画(注1)	-	(研修・訓練)年2回以上(注2)	-
感染症の予防及びまん延の防止のための措置	指針	感染対策委員会 6月に1回以上(注3)	(研修・訓練)年2回以上	感染対策担当者
高齢者虐待の防止	指針	虐待防止検討委員会 定期的(年1回以上)(注3)	(研修)年2回以上	虐待防止担当者
身体的拘束等の適正化の推進(注4)	指針	身体的拘束等適正化委員会 3月に1回以上	(研修)年2回以上	身体的拘束等適正化担当者

(注1)感染症の予防及びまん延の防止のための指針、非常災害に関する具体的計画と一体的に策定することができる。

(注2)感染症対策(研修・訓練)や非常災害対策(訓練)と一体的に実施することができる。

(注3)他の会議体と一体的な設置・運営ができ、他のサービス事業者との連携による開催ができる。

(注4)令和7年3月31日までは努力義務

(注5)他の担当者との兼務は差し支えない。

10 運営指導における主な指摘事項(小規模多機能型居宅介護)

指 摘 内 容
運営規程、重要事項説明書の内容が不十分、整合性が取れていない。
個人情報の利用にあたり、利用者の家族の同意を得ていない。
サービス担当者会議において、担当者の参加や、欠席時における意見照会の記録が確認できない。
避難経路に指定されている出入口付近に備品等が置かれていた。

受講後は、参加票兼質問票を必ずご提出ください

ご提出により集団指導の受講を確認しますので、必ずご提出ください。

提出はこちら

 <https://logofarm.jp/form/sQhE/824723>

提出期限 令和7年3月7日(金)



携帯からはこちら